

経済産業部

中小企業経営力強化支援法の施行について

平成24年8月30日、「中小企業経営力強化支援法」（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律）が施行されました。

法律施行の背景と目的

中小企業は、日本の経済成長を担い、日本の経済社会とともに発展してきました。しかし、日本の人口減少や少子高齢化による国内需要の減退、未曾有の円高、景気の不透明感等、中小企業を巡る経済環境は大きく変化し、その経営課題は多様化・複雑化しています。一方でこうした厳しい状況に対応したビジネス戦略や事業体制を早急に整えていくことが求められています。

そこで、財務及び会計等の専門的知見を有する中小企業支援者、金融機関、税理士法人等による支援体制を強化し、中小企

業の経営力を強化するための支援や、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための支援を行います。

法律の概要

- (1) 中小企業の経営力を強化するための支援（支援事業の扱い手の多様化・活性化に関する支援措置）

既存の中小企業支援者（商工会、商工會議所、中小企業診断士等）、金融機関、税理士法人等の中小企業支援業務を行う専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定（認定された機関を「経営革新等支援機関」といいます）。することにより、支援事業の扱い手の多様化・活性化を促進します。それによ

り、中小企業は、専門性の高い事業計画を立てることができ、質の高い事業計画を立てることがあります。当該事業計画に基づき、現地の資金調達の円滑化を図り

ます。
②国内における資金調達
中小企業信用保険の限度額を増額し、中小企業における海外直接投資事業に要する資金の調達を支援します。
また、支援事業に必要な資金は、信用保証協会の保証付与による資金調達支援が受けられます。

※新事業活動促進法、地域資源活用事業活動促進法又は農商工等連携認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業が対象となります。

http://ogb.go.jp/keisan/3842/008612.html

- (2) 海外展開に伴う資金調達困難などを解消するための支援（海外展開に伴う資金調達に対する支援措置）

①現地子会社の資金調達支援
日本政策金融公庫の債務保証業務（長期融資）、日本貿易保険の保険業務（短期融資）を通じ、現地の資金調達の円滑化を図り

